

特例環境配慮書審査意見書

「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間）建設事業」に係る特例環境配慮書（以下「配慮書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第33条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池 百合子

記

第1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東京都
代表者：東京都知事 小池 百合子
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
- 2 対象計画の案の名称及び種類
名 称：多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間）建設事業
種 類：道路の改築
- 3 対象計画の所在地
起 点：多摩市聖ヶ丘五丁目（多摩東公園交差点）
終 点：同市南野三丁目（多摩市総合福祉センター前交差点）

第2 意 見

本事業の配慮書における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われ、その記載内容は事業段階環境影響評価における環境影響評価書案に相当するものと認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

自動車の走行に伴う道路交通騒音レベルは、評価の指標とした環境基準を満足しているが、計画道路の一部には車道と沿道の住宅地の高低差が一律でない区間が存在し、本事業による影響が懸念されていることから、環境保全のための措置を徹底すること。

【景観】

計画道路において新たに擁壁が出現することについて、周辺住民や関係市長による景観への影響の懸念が示されていることから、擁壁の設計に当たっては周辺環境に配慮するよう検討すること。

【廃棄物】

環境保全のための措置として、撤去路盤やガードレール等の鉄製金属について、再利用又は再資源化に努めるとしているが、その排出量等が示されていない。しかし、本事業は、延長約5.5kmの道路の改築をするものであり、相当量が発生すると考えられることから、排出量、再利用・再資源化量等についても予測・評価すること。